

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年9月30日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 加 茂 政 司

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一 木 剛太郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一 木 剛太郎
弁護士 柳 祥 代

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】** ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
- ()USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約8,315億円)を上限とする。
 - ()ユーロ・ポートフォリオ
50億ユーロ(約5,879億円)を上限とする。
 - ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
50億オーストラリア・ドル(約4,304億円)を上限とする。
 - ()カナダ・ドル・ポートフォリオ
50億カナダ・ドル(約4,283億円)を上限とする。
 - ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
50億ニュージーランド・ドル(約3,170億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。
- (注2) 米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルおよびNZドルの円貨換算は平成23年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=83.15円、1ユーロ=117.57円、1豪ドル=86.08円、1加ドル=85.66円および1NZドル=63.40円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年5月31日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、記載事項のうち訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の 重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況(ニコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。))

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

()USドル・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	528,881,914	23.19
	フランス	295,246,810	12.94
	スウェーデン	259,899,451	11.39
	ドイツ	199,978,351	8.77
	オーストリア	170,945,010	7.49
	オランダ	136,963,191	6.00
	イギリス	77,960,652	3.42
	ノルウェー	59,976,630	2.63
	アメリカ合衆国	24,996,750	1.10
		小計	1,754,848,757
預金証書	オーストラリア	59,959,413	2.63
	アメリカ合衆国	50,000,140	2.19
		小計	109,959,553
その他の資産(負債控除後)		416,200,034	18.25
合計 (純資産総額)		2,281,008,344 (約177,576百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) 米ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2011年7月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値(1米ドル=77.85円)による。以下同じ。(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円
貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。
従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()ユーロ・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ユーロ	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	スウェーデン	49,965,010	15.88
	フランス	42,969,938	13.66
	ドイツ	29,949,633	9.52
	アイルランド	29,921,044	9.51
	オーストラリア	24,987,399	7.94
	オーストリア	24,968,125	7.94
	ニュージーランド	19,992,264	6.36
	ノルウェー	11,961,749	3.80
		小計	234,715,162
預金証書	フランス	19,932,993	6.34
		小計	19,932,993
その他の資産(負債控除後)		59,931,603	19.05
合計 (純資産総額)		314,579,757 (約35,041百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) ユーロの円貨換算は、2011年7月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 111.39円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	398,811,699	21.26
	オーストラリア	390,095,213	20.80
	ドイツ	164,648,184	8.78
	オランダ	159,403,546	8.50
	イギリス	20,924,000	1.12
	小計	1,133,882,642	60.46
預金証書	オーストラリア	219,205,023	11.69
	小計	219,205,023	11.69
中期債券	ドイツ	62,972,188	3.36
	フィリピン	35,021,095	1.87
	小計	97,993,282	5.22
その他の資産(負債控除後)		424,495,547	22.63
合計 (純資産総額)		1,875,576,494 (約160,643百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、2011年7月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=85.65円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 カナダ・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オランダ	4,994,181	11.09
	イギリス	2,996,576	6.65
	小計	7,990,757	17.74
債券	カナダ	20,980,443	46.59
	小計	20,980,443	46.59
その他の資産(負債控除後)		16,059,839	35.66
合計 (純資産総額)		45,031,039 (約3,688百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) カナダ・ドル(以下「加ドル」という。)の円貨換算は、2011年7月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1加ドル=81.90円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ニュージーランド・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	201,095,410	21.35
	オランダ	124,347,908	13.20
	イギリス	87,672,867	9.31
	フランス	74,619,273	7.92
	ノルウェー	25,821,952	2.74
	小計	513,557,409	54.52
中期債券	ルクセンブルグ	56,296,878	5.98
	オランダ	37,162,227	3.95
	ドイツ	36,706,064	3.90
	オーストラリア	20,000,000	2.12
	アメリカ合衆国	19,229,953	2.04
	小計	169,395,122	17.98
その他の資産(負債控除後)		258,948,424	27.49
合計 (純資産総額)		941,900,955 (約63,710百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) ニュージーランド・ドル(以下「NZドル」という。)の円貨換算は、2011年7月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=67.64円)による。以下同じ。

(注3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

(2) 運用実績

純資産の推移

()USドル・ポートフォリオ

2010年8月以降2011年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
2010年8月末日	1,877,052	146,128	1	1
9月末日	1,899,355	147,865	1	1
10月末日	1,924,631	149,833	1	1
11月末日	1,948,325	151,677	1	1
12月末日	1,926,354	149,967	1	1
2011年1月末日	1,932,072	150,412	1	1
2月末日	1,954,838	152,184	1	1
3月末日	2,007,644	156,295	1	1
4月末日	2,115,121	164,662	1	1
5月末日	2,126,949	165,583	1	1
6月末日	2,179,187	169,650	1	1
7月末日	2,281,008	177,576	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()ユーロ・ポートフォリオ

2010年8月以降2011年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ・セント	円
2010年8月末日	305,334	34,011	1	1
9月末日	299,526	33,364	1	1
10月末日	301,759	33,613	1	1
11月末日	302,763	33,725	1	1
12月末日	307,705	34,275	1	1
2011年1月末日	314,421	35,023	1	1
2月末日	305,803	34,063	1	1
3月末日	304,365	33,903	1	1
4月末日	312,083	34,763	1	1
5月末日	312,233	34,780	1	1
6月末日	308,311	34,343	1	1
7月末日	314,580	35,041	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2010年8月以降2011年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
2010年8月末日	1,859,255	159,245	1	1
9月末日	1,818,947	155,793	1	1
10月末日	1,764,377	151,119	1	1
11月末日	1,745,597	149,510	1	1
12月末日	1,692,184	144,936	1	1
2011年1月末日	1,713,094	146,727	1	1
2月末日	1,723,735	147,638	1	1
3月末日	1,815,115	155,465	1	1
4月末日	1,730,326	148,202	1	1
5月末日	1,757,605	150,539	1	1
6月末日	1,826,326	156,425	1	1
7月末日	1,875,576	160,643	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

2010年8月以降2011年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
2010年8月末日	30,159	2,470	1	1
9月末日	31,555	2,584	1	1
10月末日	34,377	2,815	1	1
11月末日	35,025	2,869	1	1
12月末日	35,132	2,877	1	1
2011年1月末日	34,993	2,866	1	1
2月末日	35,260	2,888	1	1
3月末日	36,826	3,016	1	1
4月末日	40,987	3,357	1	1
5月末日	43,573	3,569	1	1
6月末日	44,138	3,615	1	1
7月末日	45,031	3,688	1	1

上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2010年8月以降2011年7月までの各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
2010年8月末日	1,124,569	76,066	1	1
9月末日	1,118,156	75,632	1	1
10月末日	1,097,740	74,251	1	1
11月末日	1,063,241	71,918	1	1
12月末日	1,023,173	69,207	1	1
2011年1月末日	1,014,872	68,646	1	1
2月末日	999,919	67,635	1	1
3月末日	1,017,551	68,827	1	1
4月末日	983,317	66,512	1	1
5月末日	975,097	65,956	1	1
6月末日	956,529	64,700	1	1
7月末日	941,901	63,710	1	1

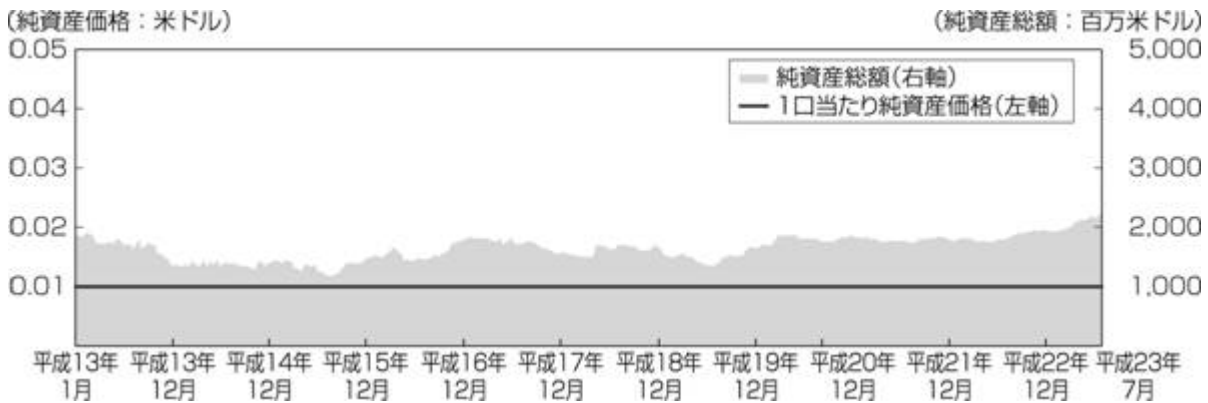
上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

参考情報

純資産の推移

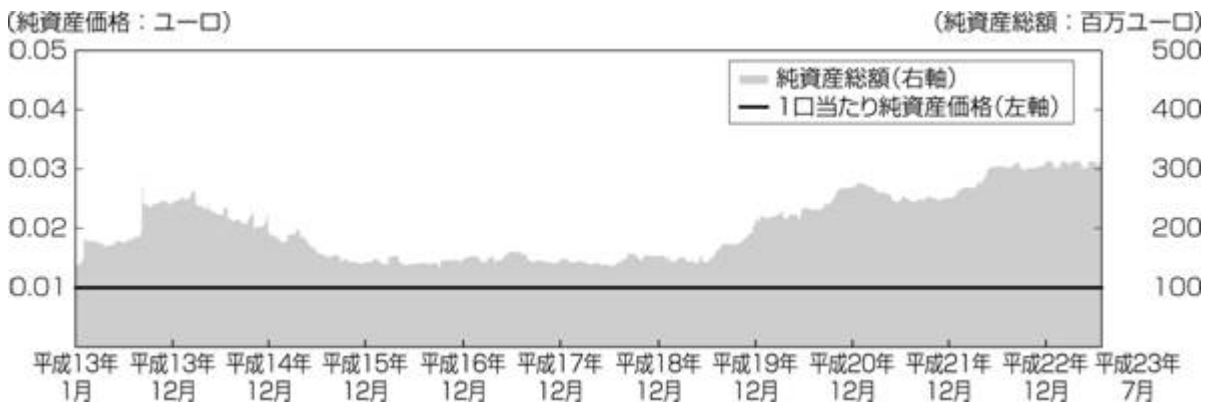
USドル・ポートフォリオ

(平成13年1月1日～平成23年7月末日)



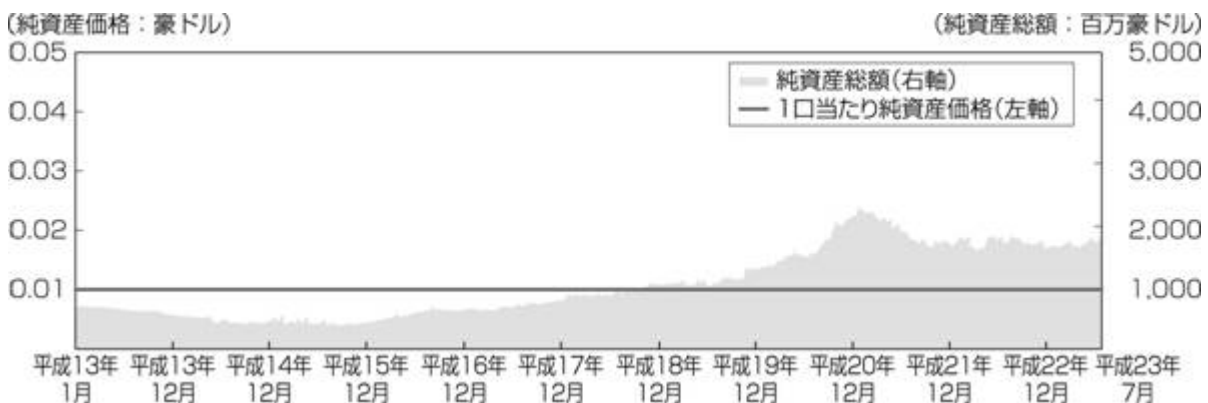
ユーロ・ポートフォリオ

(平成13年1月1日～平成23年7月末日)



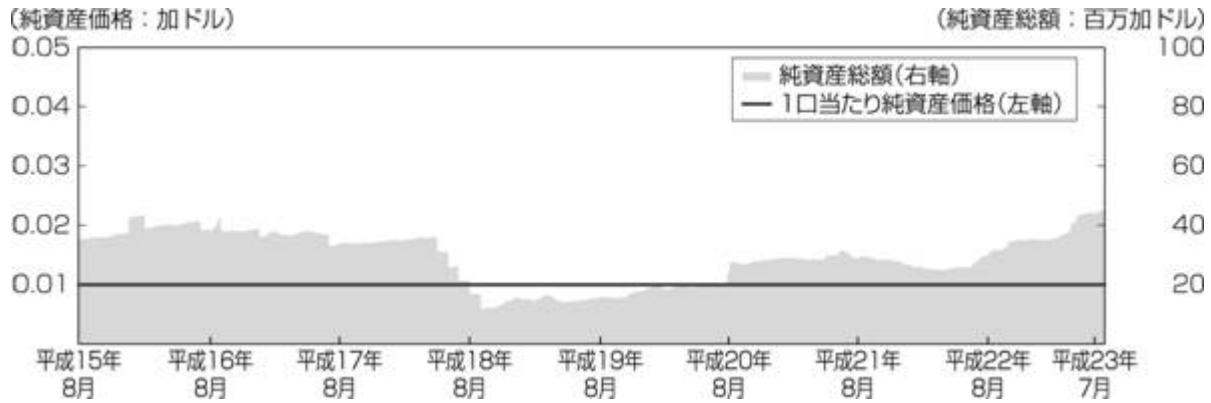
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(平成13年1月1日～平成23年7月末日)



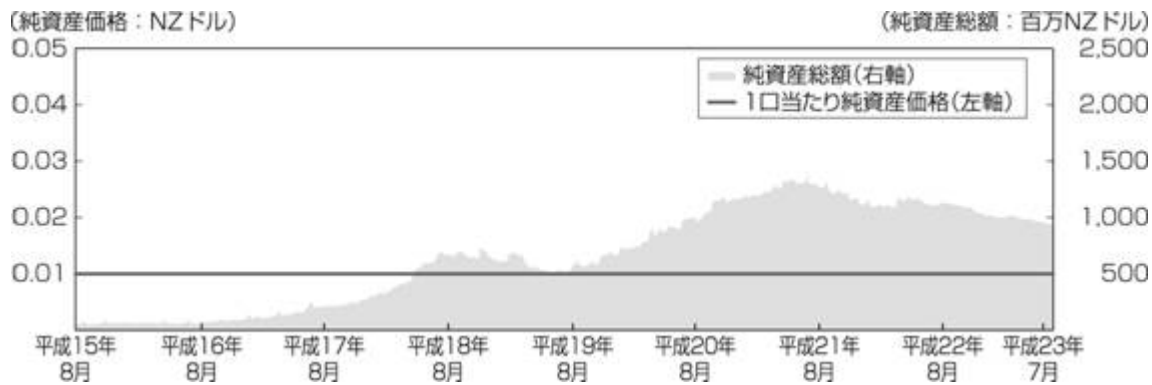
カナダ・ドル・ポートフォリオ

(平成15年8月28日(運用開始日)～平成23年7月末日)



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(平成15年8月28日(運用開始日)～平成23年7月末日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

分配の推移

()USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2010年8月1日から2011年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000017060米ドル(0.001328121円)であった。

()ユーロ・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2010年8月1日から2011年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000044106ユーロ(0.004912967円)であった。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2010年8月1日から2011年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000408353豪ドル(0.034975434円)であった。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2010年8月1日から2011年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000055279加ドル(0.004527350円)であった。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセブルグおよび受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これらにつきファンド証券が発行される。

2010年8月1日から2011年7月末日までの1口当たりの分配金の合計額は、0.000234081NZドル(0.015833239円)であった。

収益率の推移

()USドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2010年8月1日～2011年7月31日	0.171%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2011年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()ユーロ・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2010年8月1日～2011年7月31日	0.441%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2011年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2010年8月1日～2011年7月31日	4.084%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2011年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2010年8月1日～2011年7月31日	0.553%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2011年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

期間	収益率(注)
2010年8月1日～2011年7月31日	2.341%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 2011年7月末日の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 2010年7月末日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

()USドル・ポートフォリオ

2010年8月1日以降2011年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2011年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
224,668,271,376 (224,668,271,376)	175,597,488,156 (175,597,488,156)	228,100,214,531 (228,100,214,531)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()ユーロ・ポートフォリオ

2010年8月1日以降2011年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2011年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
16,574,077,964 (16,574,077,964)	15,449,520,040 (15,449,520,040)	31,457,305,588 (31,457,305,588)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2010年8月1日以降2011年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2011年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
251,276,737,188 (251,276,737,188)	242,316,644,746 (242,316,644,746)	187,536,472,162 (187,536,472,162)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

2010年8月1日以降2011年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2011年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
2,986,733,601 (2,986,733,601)	1,237,383,636 (1,237,383,636)	4,503,035,204 (4,503,035,204)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2010年8月1日以降2011年7月末日までの販売および買戻しの実績ならびに2011年7月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
39,463,879,289 (39,463,879,289)	56,898,633,379 (56,898,633,379)	94,185,074,759 (94,185,074,759)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

[前へ](#) [次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. トラストの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。トラストの中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項 ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. トラストの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

USドル・ポートフォリオ	=	米ドル
ユーロ・ポートフォリオ	=	ユーロ
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	=	オーストラリア・ドル
カナダ・ドル・ポートフォリオ	=	カナダ・ドル
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	=	ニュージーランド・ドル

日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、以下に掲げた各通貨の平成23年7月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル	=	77.85円
1ユーロ	=	111.39円
1オーストラリア・ドル	=	85.65円
1カナダ・ドル	=	81.90円
1ニュージーランド・ドル	=	67.64円

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2011年6月30日現在

結 合

	注	米ドル(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		4,228,385,173	329,179,786
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	4,238,352,289	329,955,726
現金および預金		1,152,420,781	89,715,958
未収投資有価証券利息	2.6	7,452,353	580,166
未収預金利息	2.6	149,573	11,644
その他の資産		12,960	1,009
資産合計		5,398,387,957	420,264,502
負債			
未払分配金	9	8,157,925	635,094
未払代行協会員報酬	5	3,824,257	297,718
未払投資顧問報酬	4	1,034,388	80,527
未払管理事務代行報酬	7	471,724	36,724
未払公告費		410,148	31,930
未払保管報酬	6	314,683	24,498
未払年次税	8	135,691	10,564
未払管理報酬	3	89,565	6,973
未払専門家報酬		40,319	3,139
未払設立費		7,372	574
負債合計		14,486,073	1,127,741
純資産額		5,383,901,884	419,136,762

(*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2011年6月30日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,728,391,884	134,555,308
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,728,877,424	134,593,107
現金および預金		441,003,895	34,332,153
未収投資有価証券利息	2.6	11,646	907
未収預金利息	2.6	1,198	93
その他の資産		6,018	469
資産合計		2,169,900,181	168,926,729
負債			
未払分配金	9	217,344	16,920
未払代行協会員報酬	5	210,198	16,364
未払投資顧問報酬	4	114,150	8,887
未払管理事務代行報酬	7	31,527	2,454
未払公告費		155,153	12,079
未払保管報酬	6	21,019	1,636
未払年次税	8	54,489	4,242
未払管理報酬	3	10,509	818
未払専門家報酬		14,447	1,125
負債合計		828,836	64,525
純資産額		2,169,071,345	168,862,204
発行済受益証券口数		216,907,134,469口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.78円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2011年6月30日現在

	注	ユーロ・ポートフォリオ	
		ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		247,750,192	27,596,894
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	248,146,915	27,641,085
現金および預金		59,271,269	6,602,227
未収預金利息	2.6	2,641	294
その他の資産		839	93
資産合計		307,421,664	34,243,699
負債			
未払分配金	9	189,723	21,133
未払代行協会員報酬	5	146,659	16,336
未払投資顧問報酬	4	101,335	11,288
未払管理事務代行報酬	7	21,868	2,436
未払公告費		24,835	2,766
未払保管報酬	6	14,580	1,624
未払年次税	8	7,713	859
未払管理報酬	3	7,206	803
未払専門家報酬		1,965	219
負債合計		515,884	57,464
純資産額		306,905,780	34,186,235
発行済受益証券口数		30,690,577,960口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.11円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2011年6月30日現在

	注	オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	
		オーストラリア・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,376,903,502	117,931,785
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,383,463,409	118,493,641
現金および預金		427,983,926	36,656,823
未収投資有価証券利息	2.6	2,603,381	222,980
未収預金利息	2.6	116,385	9,968
その他の資産		4,624	396
資産合計		1,814,171,725	155,383,808
負債			
未払分配金	9	5,933,888	508,238
未払代行協会員報酬	5	2,205,515	188,902
未払投資顧問報酬	4	484,949	41,536
未払管理事務代行報酬	7	264,493	22,654
未払公告費		136,493	11,691
未払保管報酬	6	176,455	15,113
未払年次税	8	45,723	3,916
未払管理報酬	3	44,111	3,778
未払専門家報酬		14,301	1,225
負債合計		9,305,928	797,053
純資産額		1,804,865,797	154,586,756
発行済受益証券口数		180,486,579,657口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.86円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2011年6月30日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		28,436,596	2,328,957
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	28,472,095	2,331,865
現金および預金		15,765,104	1,291,162
未収預金利息	2.6	763	62
その他の資産		181	15
資産合計		44,238,143	3,623,104
負債			
未払分配金	9	16,361	1,340
未払代行協会員報酬	5	18,912	1,549
未払投資顧問報酬	4	13,248	1,085
未払管理事務代行報酬	7	2,837	232
未払公告費		3,848	315
未払保管報酬	6	1,894	155
未払年次税	8	1,104	90
未払管理報酬	3	943	77
未払専門家報酬		231	19
未払設立費		7,129	584
負債合計		66,507	5,447
純資産額		44,171,636	3,617,657
発行済受益証券口数		4,417,163,649口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.82円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2011年6月30日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		766,113,640	51,819,927
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	768,326,981	51,969,637
現金および預金		181,258,473	12,260,323
未収投資有価証券利息	2.6	5,609,849	379,450
未収預金利息	2.6	22,839	1,545
その他の資産		701	47
資産合計		955,218,843	64,611,003
負債			
未払分配金	9	1,549,745	104,825
未払代行協会員報酬	5	1,226,647	82,970
未払投資顧問報酬	4	289,136	19,557
未払管理事務代行報酬	7	147,102	9,950
未払公告費		82,833	5,603
未払保管報酬	6	98,139	6,638
未払年次税	8	23,949	1,620
未払管理報酬	3	24,533	1,659
未払専門家報酬		8,986	608
負債合計		3,451,070	233,430
純資産額		951,767,773	64,377,572
発行済受益証券口数		95,176,777,282口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.68円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[前△](#) [次△](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

(各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	ユーロ・ ポートフォリオ	オーストラリア・ド ル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済 受益証券口数：					
2009年12月31 日	178,814,714,466	25,118,736,710	177,305,545,727	2,704,859,200	111,493,400,355
2010年12月31 日	195,451,891,959	31,062,797,704	171,001,266,959	3,530,214,299	102,337,098,601
当期発行口 数	114,242,285,282	9,170,738,519	128,833,353,916	1,594,731,908	15,818,970,479
当期買戻し 口数	(92,787,042,772)	(9,542,958,263)	(119,348,041,218)	(707,782,558)	(22,979,291,798)
2011年6月30 日	216,907,134,469	30,690,577,960	180,486,579,657	4,417,163,649	95,176,777,282
	米ドル	ユーロ	オーストラリア・ド ル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資産 額：					
2009年12月31 日	1,788,147,145	251,187,367	1,773,055,457	27,048,592	1,114,934,004
2010年12月31 日	1,954,518,919	310,627,977	1,710,012,670	35,302,143	1,023,370,986
2011年6月30 日	2,169,071,345	306,905,780	1,804,865,797	44,171,636	951,767,773
期末現在1口当 たり純資産価 格：					
2009年12月31 日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2010年12月31 日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2011年6月30 日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

[前へ](#) [次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2011年6月30日現在

注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2010年12月17日法パートIIに基づいて組織されている。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い短期金融商品に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることである。

2011年6月30日現在、5つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・ポートフォリオ
（以下「ユーロ・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

2.2) 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、半期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.4487
オーストラリア・ドル	1.0726
カナダ・ドル	1.0342
ニュージーランド・ドル	0.8286

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益 / (損) の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

以下の報酬に関連する注記3から7において、「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、各サブ・ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、（ ）サブ・ファンドの総利益（有価証券の売買損益を含む。）より、（ ）サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の1%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%を上限とする。

注4. 投資顧問報酬

投資顧問会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

ユーロ・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億ユーロ以下の部分	0.15%
- 2億ユーロ超5億ユーロ以下の部分	0.125%
- 5億ユーロ超20億ユーロ以下の部分	0.10%
- 20億ユーロ超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10%
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.50%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%を上限とする。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01ユーロ、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ

(単位:米ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
その他の債務証券				
A. 譲渡性預金証書		米ドル	米ドル	%
50,000,000 BANK OF TOKYO MITSU ECD 21JUL11	米ドル	49,960,850	49,990,965	2.30
10,000,000 MIZUHO CORP BANK CD 08JUL11	米ドル	9,991,287	9,999,234	0.46
50,000,000 SVENSKA HANDLB 0.195 18AUG11 YCD	米ドル	50,000,624	50,000,340	2.31
譲渡性預金証書合計		109,952,761	109,990,539	5.07
B. コマーシャル・ペーパー		米ドル	米ドル	%
10,000,000 AKADEMISKA HUS AB CP 08JUL11	米ドル	9,991,665	9,999,267	0.46
50,000,000 AKADEMISKA HUS AB CP 11JUL11	米ドル	49,959,588	49,995,115	2.30
50,000,000 AKADEMISKA HUS AB CP 20JUL11	米ドル	49,968,423	49,993,060	2.30
40,000,000 AKADEMISKA HUS AB CP 21JUL11	米ドル	39,975,748	39,994,404	1.84
75,000,000 ANZ BANKING GP CP 31AUG11	米ドル	74,967,431	74,978,048	3.47
30,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 15SEP11	米ドル	29,987,738	29,989,737	1.39
50,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 18JUL11	米ドル	49,972,210	49,994,505	2.30
75,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 27SEP11	米ドル	74,962,397	74,963,368	3.45
32,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 31AUG11	米ドル	31,984,473	31,989,258	1.47
45,000,000 BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 07JUL11	米ドル	44,965,901	44,997,377	2.08
10,000,000 BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 11AUG11	米ドル	9,993,105	9,996,852	0.46
46,000,000 BNZ INTL FUNDING CP 18JUL11	米ドル	45,968,046	45,993,680	2.12
31,000,000 BNZ INTL FUNDING CP 20JUL11	米ドル	30,979,248	30,995,440	1.43
50,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 12SEP11	米ドル	49,979,146	49,983,040	2.30
35,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 19AUG11	米ドル	34,989,500	34,992,710	1.61
15,300,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 19AUG11	米ドル	15,295,920	15,296,813	0.71
40,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 01SEP11	米ドル	39,978,545	39,985,308	1.85
30,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 02SEP11	米ドル	29,984,675	29,989,338	1.39
80,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 25AUG11	米ドル	79,957,090	79,973,880	3.70
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 25JUL11	米ドル	49,983,908	49,993,405	2.30
65,000,000 COMMONWEALTH BK OF AUS CP 07SEP11	米ドル	64,968,454	64,976,340	3.00
15,000,000 COMMONWEALTH BK OF AUS CP 17AUG11	米ドル	14,992,720	14,996,202	0.69
25,000,000 CREDIT SUISSE FB AUS FIN CP 28JUL11	米ドル	24,985,474	24,995,530	1.15
30,000,000 CREDIT SUISSE SYDNEY CP 23AUG11	米ドル	29,982,377	29,989,656	1.38
25,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 01SEP11	米ドル	24,986,591	24,990,818	1.15
40,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 08AUG11	米ドル	39,975,992	39,990,040	1.84
65,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 09AUG11	米ドル	64,961,817	64,983,399	3.00
50,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 23AUG11	米ドル	49,971,139	49,984,626	2.31
20,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 25AUG11	米ドル	19,988,762	19,993,160	0.92
75,000,000 NORDEA BANK AB CP 17AUG11	米ドル	74,967,431	74,983,005	3.47
20,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 08JUL11	米ドル	19,987,117	19,998,868	0.92
15,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 27JUL11	米ドル	14,991,474	14,997,470	0.69
25,000,000 SOCIETE GENERALE CP 01JUL11	米ドル	24,977,590	24,999,765	1.15
20,000,000 SOCIETE GENERALE CP 01SEP11	米ドル	19,988,251	19,991,954	0.92

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
その他の債務証券(続き)				
B. コマーシャル・ペーパー(続き)		米ドル	米ドル	%
20,000,000 SOUTH AUSTRALIAN GOV FIN CP 15JUL11	米ドル	19,990,338	19,998,334	0.92
50,000,000 SOUTH AUSTRALIAN GOV FIN CP 15SEP11	米ドル	49,978,926	49,982,360	2.30
25,000,000 SVENSKA HANDELSBANK CP 24AUG11	米ドル	24,990,375	24,993,125	1.15
25,000,000 SVENSKA HANDELSBANK CP 28JUL11	米ドル	24,987,892	24,995,923	1.15
50,000,000 TASMANIAN PUBLIC FIN CP 16AUG11	米ドル	49,974,458	49,986,950	2.30
20,000,000 TASMANIAN PUBLIC FIN CP 31AUG11	米ドル	19,990,804	19,993,802	0.92
50,000,000 TREASURY CORP VICTORIA CP 16AUG11	米ドル	49,977,011	49,988,255	2.30
25,000,000 WESTERN AUSTRALIA TREAS CP 28SEP11	米ドル	24,988,824	24,989,068	1.16
20,000,000 WESTERN AUSTRALIA TREAS CP 31AUG11	米ドル	19,990,549	19,993,630	0.92
コマーシャル・ペーパー合計		1,618,439,123	1,618,886,885	74.64
その他の債務証券合計		1,728,391,884	1,728,877,424	79.71
投資有価証券合計		1,728,391,884	1,728,877,424	79.71

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

USドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	16.60
	地方機関	10.82
		27.42
フランス		
	政府機関	13.86
	銀行およびその他の金融機関	2.07
		15.93
スウェーデン		
	政府機関	6.90
	銀行およびその他の金融機関	3.47
		10.37
ドイツ		
	政府機関	9.22
		9.22
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	8.61
		8.61
アメリカ合衆国		
	銀行およびその他の金融機関	4.61
		4.61
英国		
	銀行およびその他の金融機関	3.55
		3.55
投資有価証券合計		79.71

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

ユーロ・ポートフォリオ

(単位：ユーロ)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
その他の債務証券				
A. 譲渡性預金証書		ユーロ	ユーロ	%
10,000,000 HSBC FRANCE CD 27JUL11	ユーロ	9,970,387	9,991,214	3.26
10,000,000 BNP PARIBAS CD 26JUL11	ユーロ	9,969,633	9,991,324	3.26
譲渡性預金証書合計		19,940,020	19,982,538	6.52
B. コマーシャル・ペーパー		ユーロ	ユーロ	%
20,000,000 ANZ NATIONAL BANK LTD CP 09AUG11	ユーロ	19,935,299	19,971,870	6.51
10,000,000 BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 17AUG11	ユーロ	9,966,634	9,982,592	3.25
7,500,000 BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 19JUL11	ユーロ	7,477,507	7,495,304	2.44
20,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 18AUG11	ユーロ	19,941,394	19,968,786	6.51
18,000,000 DNB NOR BANK ASA CP 14JUL11	ユーロ	17,950,089	17,992,321	5.85
10,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 01JUL11	ユーロ	9,993,820	9,999,706	3.26
20,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 08SEP11	ユーロ	19,939,870	19,954,250	6.50
20,000,000 GE CAP EUROPEAN FUNDING CP 21JUL11	ユーロ	19,941,024	19,986,390	6.51
10,000,000 GE CAP EUROPEAN FUNDING CP 31AUG11	ユーロ	9,968,665	9,978,883	3.25
10,000,000 KA FINANZ AG CP 28SEP11	ユーロ	9,967,903	9,968,601	3.25
10,000,000 NORDEA BANK AB CP 11AUG11	ユーロ	9,967,142	9,984,999	3.25
15,000,000 NORDEA BANK AB CP 24AUG11	ユーロ	14,952,998	14,971,901	4.88
15,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 09AUG11	ユーロ	14,952,236	14,979,232	4.88
10,000,000 SOCIETE GENERALE CP 02SEP11	ユーロ	9,967,142	9,977,142	3.25
13,000,000 SOCIETE GENERALE CP 08AUG11	ユーロ	12,954,673	12,981,194	4.23
20,000,000 SVENSKA HANDELSBANKEN CP 09AUG11	ユーロ	19,933,776	19,971,206	6.51
コマーシャル・ペーパー合計		227,810,172	228,164,377	74.33
その他の債務証券合計		247,750,192	248,146,915	80.85
投資有価証券合計		247,750,192	248,146,915	80.85

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
フランス	銀行およびその他の金融機関	14.00
	政府機関	6.51
		20.51
スウェーデン	銀行およびその他の金融機関	14.64
		14.64
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	10.57
		10.57
ドイツ	政府機関	9.76
		9.76
アイルランド	持ち株会社および金融会社	9.76
		9.76
ニュージーランド	銀行およびその他の金融機関	6.51
		6.51
ノルウェー	銀行およびその他の金融機関	5.85
		5.85
オーストリア	モーゲージおよび資金調達機関	3.25
		3.25
投資有価証券合計		80.85

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位：オーストラリア・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		オーストラリア ・ドル	オーストラリア ・ドル	%
15,000,000 HBOS TREASURY SERV FRN 19OCT11 S TD	オーストラリア ・ドル	15,000,000	15,000,000	0.83
4,000,000 HSBC FINANCE CORP FRN 22SEP11	オーストラリア ・ドル	4,000,400	4,000,019	0.22
15,000,000 MERRILL LYNCH FRN 30NOV11	オーストラリア ・ドル	15,000,000	15,000,000	0.83
債券合計		34,000,400	34,000,019	1.88
B. 中期債券		オーストラリア ・ドル	オーストラリア ・ドル	%
35,000,000 ASIAN DEV BANK 6 18AUG11 GMTN	オーストラリア ・ドル	35,077,000	35,051,684	1.94
62,852,000 KFW 7.5 26AUG11 MTN	オーストラリア ・ドル	63,274,041	63,096,676	3.49
中期債券合計		98,351,041	98,148,360	5.43
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		132,351,441	132,148,379	7.31

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位：オーストラリア・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券				
A. コマーシャル・ペーパー		オーストラリア ・ドル	オーストラリア ・ドル	%
100,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 23AUG11	オーストラリア ・ドル	98,773,236	99,279,940	5.50
50,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 24AUG11	オーストラリア ・ドル	49,390,982	49,635,913	2.75
100,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 09AUG11	オーストラリア ・ドル	98,800,670	99,478,550	5.51
40,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 15SEP11	オーストラリア ・ドル	39,518,771	39,597,232	2.19
50,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 20JUL11	オーストラリア ・ドル	49,404,925	49,869,215	2.76
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 02SEP11	オーストラリア ・ドル	49,391,605	49,576,770	2.76
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 08SEP11	オーストラリア ・ドル	49,389,112	49,535,195	2.75
40,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 15SEP11	オーストラリア ・ドル	39,518,272	39,596,816	2.19
50,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 08AUG11	オーストラリア ・ドル	49,381,090	49,743,220	2.76
40,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 09AUG11	オーストラリア ・ドル	39,515,279	39,789,252	2.20
35,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 19AUG11	オーストラリア ・ドル	34,566,270	34,764,279	1.93
40,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 22AUG11	オーストラリア ・ドル	39,494,687	39,715,088	2.20
68,000,000 NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 07SEP11	オーストラリア ・ドル	67,164,105	67,373,081	3.73
75,000,000 NESTLE AUSTRALIA CP 18JUL11	オーストラリア ・ドル	74,095,357	74,821,058	4.15
28,000,000 NESTLE AUSTRALIA CP 20JUL11	オーストラリア ・ドル	27,665,030	27,926,380	1.55
40,000,000 NESTLE AUSTRALIA CP 26AUG11	オーストラリア ・ドル	39,506,303	39,694,124	2.20
20,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 23AUG11	オーストラリア ・ドル	19,754,897	19,856,134	1.10
50,000,000 TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 16SEP11	オーストラリア ・ドル	49,372,909	49,468,335	2.74
75,000,000 TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 19SEP11	オーストラリア ・ドル	74,025,820	74,160,548	4.12
7,000,000 UBS AG LONDON CP 07SEP11	オーストラリア ・ドル	6,912,382	6,934,286	0.38
14,000,000 UBS AG LONDON CP 18AUG11	オーストラリア ・ドル	13,825,636	13,907,132	0.77
コマーシャル・ペーパー合計		1,009,467,338	1,014,722,548	56.24

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ(続き)

(単位: オーストラリア・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券(続き)				
B. 譲渡性預金証書		オーストラリア ・ドル	オーストラリア ・ドル	%
45,000,000 BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 29JUL11	オーストラリア ・ドル	44,480,267	44,826,754	2.48
15,000,000 BNP PARIBAS CD 27JUL11	オーストラリア ・ドル	14,820,367	14,946,702	0.83
23,000,000 MIZUHO CORP BANK CD 05SEP11	オーストラリア ・ドル	22,707,104	22,791,234	1.26
62,000,000 MIZUHO CORP BANK CD 27JUL11	オーストラリア ・ドル	61,251,397	61,777,885	3.42
43,000,000 SUMITOMO MITSUI BANK CD 24AUG11	オーストラリア ・ドル	42,456,416	42,675,032	2.36
50,000,000 SUMITOMO MITSUI BANK CD 31AUG11	オーストラリア ・ドル	49,369,172	49,574,875	2.75
譲渡性預金証書合計		235,084,723	236,592,482	13.10
その他の債務証券合計		1,244,552,061	1,251,315,030	69.34
投資有価証券合計		1,376,903,502	1,383,463,409	76.65

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	17.10
	食品およびノン・アルコール飲料	7.90
	道路車両	6.86
		31.86
フランス		
	政府機関	18.16
	銀行およびその他の金融機関	0.83
		18.99
ドイツ		
	政府機関	9.09
	銀行およびその他の金融機関	3.49
		12.58
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	8.25
		8.25
英国		
	銀行およびその他の金融機関	1.98
		1.98
フィリピン		
	国際機関	1.94
		1.94
アメリカ合衆国		
	持ち株会社および金融会社	1.05
		1.05
投資有価証券合計		76.65

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位：カナダ・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
8,000,000 CANADA T-BILL 0.00 04AUG11 SER364	カナダ・ドル	7,989,510	7,993,039	18.09
4,500,000 CANADA T-BILL 0.00 07JUL11 SER364	カナダ・ドル	4,488,908	4,499,207	10.19
8,000,000 CANADA T-BILL 0.00 21JUL11	カナダ・ドル	7,978,800	7,995,592	18.10
債券合計		20,457,218	20,487,838	46.38
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		20,457,218	20,487,838	46.38
II. その他の債務証券				
コマーシャル・ペーパー		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
5,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 09SEP11	カナダ・ドル	4,987,254	4,990,164	11.30
3,000,000 UBS AG LONDON CP 07SEP11	カナダ・ドル	2,992,124	2,994,093	6.78
コマーシャル・ペーパー合計		7,979,378	7,984,257	18.08
その他の債務証券合計		7,979,378	7,984,257	18.08
投資有価証券合計		28,436,596	28,472,095	64.46

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類**カナダ・ドル・ポートフォリオ****投資有価証券の地域別および業種別分類**

地域	業種	比率(%) *
カナダ		
	中央政府 - 債務証券	46.38
		46.38
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	11.30
		11.30
英国		
	銀行およびその他の金融機関	6.78
		6.78
投資有価証券合計		64.46

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
中期債券		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
36,955,000 BANK NEDERL GEM 6.75 21SEP11 EMTN	ニュージーランド・ドル	37,316,049	37,273,515	3.92
15,000,000 BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	ニュージーランド・ドル	15,000,000	15,000,000	1.58
30,000,000 BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	ニュージーランド・ドル	29,997,800	29,999,999	3.15
20,000,000 COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	ニュージーランド・ドル	20,000,000	20,000,000	2.10
53,404,000 EIB 7 18JAN12 EMTN	ニュージーランド・ドル	54,651,639	54,522,608	5.73
4,697,000 IBRD 3.72 20JUL11 GDIF	ニュージーランド・ドル	4,700,333	4,697,274	0.49
7,813,000 IBRD 4.44 20JUL11 GDIF	ニュージーランド・ドル	7,838,392	7,820,360	0.82
6,800,000 INTER AMERICAN DEV BK 6.125 19JUL11	ニュージーランド・ドル	6,874,715	6,810,283	0.72
4,219,000 INTER AMERICAN DEV BK 6.25 25AUG11	ニュージーランド・ドル	4,261,190	4,241,718	0.45
36,416,000 KFW 6.5 15NOV11	ニュージーランド・ドル	37,107,903	36,783,241	3.85
中期債券合計		217,748,021	217,148,998	22.81
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		217,748,021	217,148,998	22.81

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2011年6月30日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券				
コマーシャル・ペーパー		ニュージーランド・ドル	ニュージーランド・ドル	%
50,000,000 ANZ BANKING CP 06JUL11	ニュージーランド・ドル	49,668,544	49,978,144	5.25
50,000,000 BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 14JUL11	ニュージーランド・ドル	49,671,040	49,949,390	5.25
50,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 20JUL11	ニュージーランド・ドル	49,674,782	49,928,525	5.25
30,000,000 CAISSE AMORT DETTE SOC CP 26JUL11	ニュージーランド・ドル	29,805,243	29,944,356	3.15
65,000,000 DNB NOR BANK ASA CP 01JUL11	ニュージーランド・ドル	64,577,217	64,995,353	6.82
28,000,000 DNB NOR BANK ASA CP 28JUL11	ニュージーランド・ドル	27,818,227	27,944,070	2.94
52,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 09AUG11	ニュージーランド・ドル	51,650,869	51,848,202	5.45
40,000,000 RABOBANK NEDERLAND AUST CP 27JUL11	ニュージーランド・ドル	39,736,333	39,921,768	4.19
50,000,000 TASMANIAN PUBLIC FIN CP 15JUL11	ニュージーランド・ドル	49,676,030	49,946,600	5.25
30,000,000 TASMANIAN PUBLIC FIN CP 18JUL11	ニュージーランド・ドル	29,804,121	29,961,255	3.15
15,000,000 TASMANIAN PUBLIC FIN CP 19JUL11	ニュージーランド・ドル	14,903,183	14,979,786	1.57
18,000,000 UBS AG LONDON CP 09AUG11	ニュージーランド・ドル	17,877,559	17,946,765	1.89
30,000,000 UBS AG LONDON CP 18AUG11	ニュージーランド・ドル	29,797,444	29,892,117	3.14
44,000,000 UBS AG LONDON CP 18JUL11	ニュージーランド・ドル	43,705,027	43,941,652	4.62
コマーシャル・ペーパー合計		548,365,619	551,177,983	57.92
その他の債務証券合計		548,365,619	551,177,983	57.92
投資有価証券合計		766,113,640	768,326,981	80.73

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	16.99
	地方機関	9.97
		26.96
ノルウェー	銀行およびその他の金融機関	9.76
		9.76
英国	銀行およびその他の金融機関	9.65
		9.65
オランダ	モーゲージおよび資金調達機関	9.17
		9.17
フランス	政府機関	8.40
		8.40
ルクセンブルグ	国際機関	5.73
		5.73
アメリカ合衆国	国際機関	2.48
	銀行およびその他の金融機関	1.58
		4.06
ドイツ	銀行およびその他の金融機関	3.85
		3.85
アイルランド	銀行およびその他の金融機関	3.15
		3.15
投資有価証券合計		80.73

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

[前へ](#) [次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2011年7月末日現在、管理会社の資本は446,220ユーロ(約4,970万円)で、全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約2,761円)で記名株式18,000株を発行済である。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき適式に設立され有効に存続し、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)(以下「1915年法」という。)に基づき平成4年2月27日に設立された。1915年法は、中でも、会社の設立、運営および株式の募集を含む、商事会社に関する基本事項を定めている。2010年12月17日投資信託に関する法律(以下「2010年法」という。)第16章に基づき、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、(2010年法第125条に規定された範囲内の)投資信託の管理を行うことである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグ籍投資信託を管理することを要する。管理会社は、投資信託の管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。管理会社は、2010年法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資顧問として行為する投資顧問会社を任命している(以下「投資顧問会社」という。)。投資顧問会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資顧問会社との間の契約は、1998年7月6日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2011年7月末日現在、以下のとおり分類される19本の投資信託を管理・運営している。

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建： 2,743,778,192米ドル ユーロ建： 337,144,456ユーロ 日本円建： 219,461,359,741円 豪ドル建： 1,896,939,992豪ドル カナダ・ドル建： 45,031,039カナダ・ドル ニュージーランド・ドル建： 941,900,955ニュージーランド・ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型： 3本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型： 16本

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他ファンドおよび管理会社に重要な影響を与えた事実および与えることが予想される事実はない。

[前へ](#) [次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・オーディット サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年7月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 111.39円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2011年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2011年3月31日		2010年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売上および役務提供により 生じた売掛金/債権 1年以内に支払期限の 到来するもの	3	374,322	41,696	535,040	59,598
- 現金および預金		2,418,872	269,438	2,314,567	257,820
資産合計		2,793,194	311,134	2,849,607	317,418
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	4	446,220	49,704	446,220	49,704
- 準備金					
法定準備金	5	44,622	4,970	44,622	4,970
特別納税引当金	6, 7	239,650	26,695	194,450	21,660
任意積立金	7	727,510	81,037	735,145	81,888
		1,011,782	112,702	974,217	108,518
- 当期純利益		481,605	53,646	487,565	54,310
		1,939,607	216,053	1,908,002	212,532
負債引当金および費用引当金					
- 納税引当金	9	606,791	67,590	533,840	59,464
債務					
- 購入債務および役務引当金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		1,625	181	3,000	334
- その他の債務					
1年以内に支払期限の 到来するもの	10	245,171	27,310	404,765	45,087
		246,796	27,491	407,765	45,421
負債合計		2,793,194	311,134	2,849,607	317,418

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2011年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

注

		2011年3月31日		2009年1月1日から 2010年3月31日までの 期間	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の未払利息および類似費用		9,757	1,087	23,487	2,616
その他の営業費用	8 . 2	1,525,895	169,969	2,741,906	305,421
法人所得税	9	193,147	21,515	193,136	21,513
		<u>1,728,799</u>	<u>192,571</u>	<u>2,958,529</u>	<u>329,551</u>
当期純利益		<u>481,605</u>	<u>53,646</u>	<u>487,565</u>	<u>54,310</u>
費用合計		<u>2,210,404</u>	<u>246,217</u>	<u>3,446,094</u>	<u>383,860</u>
収益					
純売上高	8 . 1	2,201,633	245,240	3,431,141	382,195
その他の未収利息および類似収益		8,771	977	14,953	1,666
		<u>2,210,404</u>	<u>246,217</u>	<u>3,446,094</u>	<u>383,860</u>
収益合計		<u>2,210,404</u>	<u>246,217</u>	<u>3,446,094</u>	<u>383,860</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[前へ](#) [次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2011年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

2011年3月17日に開催された臨時株主総会の承認を得て、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、2011年4月1日付でその商号をS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更した。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2010年12月17日法（以下「ルクセンブルグ法」という。）の第125条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けすることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、ルクセンブルグ法第16章の制限の範囲内とされる。

当社は2011年3月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、ザ・NCS・インベストメンツ・トラストおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズの19の投資信託を管理・運用している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

損益計算書の比較数値については、2010年3月31日に終了した年度の損益計算書は15か月の事業活動を対象としているのに対し、当会計年度の損益計算書は12か月間の事業活動を対象としているため、注意が必要である。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．債権

2011年3月31日および2010年3月31日現在の債権は、未収管理報酬である。

注4．払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注5．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。10%の上限は達成された。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注6．特別納税引当金

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金	特別納税 引当金	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2010年3月31日現在残高	446,220	44,622	735,145	194,450	487,565
損益の繰入額	-	-	487,565	-	(487,565)
支払配当金	-	-	(450,000)	-	-
振替額	-	-	(45,200)	45,200	-
当期利益	-	-	-	-	481,605
2011年3月31日現在残高	446,220	44,622	727,510	239,650	481,605

2010年5月31日に開催された年次株主総会は、2010年3月31日に終了した年度の利益処分を承認し、2010年6月10日の配当落ち日における1株当たり25ユーロの金額による配当の支払を決議した。

注8．純売上高およびその他の営業費用

8.1 純売上高

	2011年3月31日	2009年1月1日から 2010年3月31日までの期間
	ユーロ	ユーロ
受領管理報酬	1,975,124	3,431,141
受領実績報酬	226,509	-
	<u>2,201,633</u>	<u>3,431,141</u>

8.2 その他の営業費用

	2011年3月31日	2009年1月1日から 2010年3月31日までの期間
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	1,254,788	2,692,233
払戻し実績報酬	226,509	-
その他の費用	44,598	49,673
	<u>1,525,895</u>	<u>2,741,906</u>

2011年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興リアル・アセット・ファンドおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド（毎月分配型）、日興オフショア・ファンズ - 日興アクサ・ローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。しかし、2009年3月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド(米ドル)からの管理報酬のすべての支払が停止されており、また、2009年12月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(円)および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2(米ドル)からの管理報酬のすべての支払が停止されている。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て) / (円ヘッジあり)、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティおよびザ・NCS・インベストメンツ・トラスト - フラットアイロン・ハイ・グレード・クレジット・ファンドから、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から、当該期間のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.005%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。2010年12月21日付で、当社は管理会社として、受託会社と、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08の両ファンドを終了させることを決定した。信託財産の換金により生じた現金受領純額は、受益者に随時分配される。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2011年3月31日に終了した期間の実績報酬は、226,509ユーロ（25,962,868円）であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2010年3月31日に終了した期間において、ファンドから当社に対して実績報酬は支払われていない。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を受領する権利を有する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

注9．税金

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「負債引当金および費用引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2005年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注10．その他の債務

2011年3月31日および2010年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2011年3月31日	2010年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	147,103	245,739
未払販売報酬	98,068	159,026
	<u>245,171</u>	<u>404,765</u>

[前へ](#) [次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2011

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2011 EUR	March 31, 2010 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors/claim resulting from sales and services - becoming due and payable within one year	3	374 322	535 040
- Cash at bank		<u>2 418 872</u>	<u>2 314 567</u>
Total assets		<u>2 793 194</u>	<u>2 849 607</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2011 (cont.)

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2011 EUR	March 31, 2010 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. special tax reserve	6, 7	239 650	194 450
. free reserve	7	727 510	735 145
		<u>1 011 782</u>	<u>974 217</u>
- Profit for the financial period		481 605	487 565
		<u>1 939 607</u>	<u>1 908 002</u>
Provisions for liabilities and charges			
- Provision for taxation	9	606 791	533 840
Creditors			
- Debts on purchases and provisions of services			
. becoming due and payable within one year		1 625	3 000
- Other creditors			
. becoming due and payable within one year	10	245 171	404 765
		<u>246 796</u>	<u>407 765</u>
Total liabilities		<u>2 793 194</u>	<u>2 849 607</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2011

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2011 EUR	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR
CHARGES			
Other interest payable and similar expense		9 757	23 487
Other operating charges	8.2	1 525 895	2 741 906
Income tax	9	<u>193 147</u>	<u>193 136</u>
		1 728 799	2 958 529
Profit for the financial period		<u>481 605</u>	<u>487 565</u>
Total charges		<u>2 210 404</u>	<u>3 446 094</u>
INCOME			
Net turnover	8.1	2 201 633	3 431 141
Other interest receivable and similar income		<u>8 771</u>	<u>14 953</u>
		<u>2 210 404</u>	<u>3 446 094</u>
Total income		<u>2 210 404</u>	<u>3 446 094</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2011

Note 1 - Activity

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. changed, with effect from April 1, 2011, its name to SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. upon approval of an extraordinary general meeting of the shareholders held on March 17, 2011.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125 of the law of December 17, 2010 (the “Luxembourg Law”) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 16 of the Luxembourg Law.

The Company manages at March 31, 2011, 19 investment funds: Nikko Money Market Fund, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05, Nikko Activist Fund 2005-08, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, NCS investment Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

Attention is drawn to comparative figures of the profit and loss account, since the profit and loss account for the year ended March 31, 2010 covers 15 months of activity while the profit and loss account for the current financial year covers 12 months of activity.

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2011

2.1 Foreign currency translation (cont.)

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at March 31, 2011 and March 31, 2010 represent management fees receivable.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2011

Note 5 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital. The limit of 10% is reached.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 6 - Special tax reserve

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2010	446 220	44 622	735 145	194 450	487 565
Allocation of the result	-	-	487 565	-	(487 565)
Dividend distributed	-	-	(450 000)	-	-
Transfer	-	-	(45 200)	45 200	-
Result for the financial year	-	-	-	-	481 605
Balance at March 31, 2011	<u>446 220</u>	<u>44 622</u>	<u>727 510</u>	<u>239 650</u>	<u>481 605</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2010 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2010 and resolved to pay a dividend amounting to EUR 25 per share with ex-date June 10, 2010.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2011****Note 8 - Net turnover and other operating charges****8.1 Net turnover**

	March 31, 2011	From January 1, 2009 to March 31, 2010
	EUR	EUR
Management fees received	1 975 124	3 431 141
Performance fees received	<u>226 509</u>	<u>-</u>
	<u>2 201 633</u>	<u>3 431 141</u>

8.2 Other operating charges

	March 31, 2011	From January 1, 2009 to March 31, 2010
	EUR	EUR
Advisory and Distributor fees paid back	1 254 788	2 692 233
Performance fees paid back	226 509	-
Other expenses	<u>44 598</u>	<u>49 673</u>
	<u>1 525 895</u>	<u>2 741 906</u>

The related applicable fee rates as at March 31, 2011 are as follows:

The Company receives from Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Real Asset Fund, and Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution), Nikko Offshore Funds - Nikko AXA Rosenberg Japan Long Short Equity Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2011

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly. But all payments of management fees from Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund (Yen) and Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund (US\$) for the period ended March 31, 2009 and until further notice have been suspended and all payments of management fee from Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund – Nikko ABL Fund 2 (US\$) for the period ended December 31, 2009 and until further notice have been suspended.

The Company receives from Premium Funds – The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged); Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity and The NCS Investments Trust – Flatiron High Grade Credit Fund an annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee at the rate of 0.005% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid quarterly. On December 21, 2010 the manager and the Trustee of both Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 determined to terminate the funds. The distribution of net cash proceeds derived from the realisation of the Trust Fund shall be distributed to Unitholders from time to time.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2011

The Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended March 31, 2011 amounts to EUR 226 509 (JPY 25 962 868). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee was paid to the Company by the fund for the period ended March 31, 2010.

Note 8 - Net turnover and other operating charges (cont.)

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company is entitled to receive annual management fee from Nikko Money Market Fund calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

Note 9 - Taxation

The Company is a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provision for liabilities and charges" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2005 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2011 and March 31, 2010 is analysed as follows:

	March 31, 2011	March 31, 2010
	EUR	EUR
Advisory fees payable	147 103	245 739
Distribution fees payable	98 068	159 026
	<u>245 171</u>	<u>404 765</u>

[前へ](#) [次へ](#)

(2) その他の訂正

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

訂正前

平成23年6月30日まで

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

トラストは、ルクセンブルグ籍のオープン・エンド型、共有持分型(契約型)外国投資信託である。

平成23年7月1日以降

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

トラストは、ルクセンブルグ籍のオープン・エンド型、共有持分型(契約型)外国投資信託である。

訂正後

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

トラストは、ルクセンブルグ籍のオープン・エンド型、共有持分型(契約型)外国投資信託である。

2 投資方針

(1) 投資方針

訂正前

平成23年6月30日まで

USドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最善を尽くすものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1加セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するよう最善を尽くすものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

平成23年7月1日以降

USドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間（満期）の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1加セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない、ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間（満期）の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が遅延されれば遅延されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない、ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間（満期）の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

訂正後

USドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間（満期）の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみに投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない、ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1加セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間（満期）の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間（満期）の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

(4) 配分方針

訂正前

管理会社は、各ファンド証券の1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言する予定である。日々の分配金は、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで表示され、1口当たり米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルの小数点以下第8位まで計算される。分配金は、買付けられる受益証券については、買付代金が保管受託銀行により受領された営業日から、買戻される受益証券については、買戻代金が支払われる営業日の前日まで発生する。

各営業日およびそれに続く非営業日に適用される分配額は、当該営業日のルクセンブルグでの営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された分配額を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に分配額を決定することができる。ただし、当該再評価は分配金が支払われる営業日前になされ告知される。

各ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセンブルグおよび/または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行される。日本の受益者のために、かかる再投資は管理会社と各販売会社との間の契約に基づいて各販売会社が行う。現金による分配金支払いは、ファンド証券の買戻しの場合に発生済・未払いの分配金が買戻代金とともに支払われる以外には行われない。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たり純資産価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1加セントまたは1NZセントに維持するよう尽力する。

分配の結果、ルクセンブルグ法に規定される最低額のアメリカ合衆国ドル相当額を下回るような場合分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、当該ファンドに帰属する。(約款第16条)

訂正後

管理会社は、各ファンド証券の1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言する予定である。日々の分配金は、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで表示され、1口当たり米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルの小数点以下第8位まで計算される。分配金は、買付けられる受益証券については、買付代金が保管受託銀行により受領された営業日から、買戻される受益証券については、買戻代金が支払われる営業日の前日まで発生する。

各営業日およびそれに続く非営業日に適用される分配額は、当該営業日のルクセンブルグでの営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された分配額を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に分配額を決定することができる。ただし、当該再評価は分配金が支払われる営業日前になされ告知される。

各ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金(ルクセンブルグおよび/または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)は当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行される。日本の受益者のために、かかる再投資は管理会社と各販売会社との間の契約に基づいて各販売会社が行う。ファンド証券の買戻しの場合に買戻代金とともに発生済・未払いの分配金が支払われる以外に、現金による分配金支払いは行われない。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たり純資産価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1加セントまたは1NZセントに維持するよう尽力する。

分配の結果、ルクセンブルグ法に規定される最低額のアメリカ合衆国ドル相当額を下回ることとなるような場合分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、当該ファンドに帰属する。(約款第16条)

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

(5) 投資制限

訂正前

平成23年6月30日まで

トラスト約款に従い、ファンドの資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

(1) 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、かかる有価証券に投資しない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域の機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

(2) 管理会社は、ファンドのために、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%を超え、また管理会社が運用する他のファンドとあわせて15%を超えて保有することとなる場合、かかる有価証券に投資することができない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域の機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

(3) 管理会社は、ファンドのために、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、かかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資される場合、ファンドの投資資産について、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資顧問報酬を課されないものとする。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。

(4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他のファンドのため、支配または管理を目的として投資しない。

(5) 管理会社は証券を信用で購入しない(ただし、ファンドは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。)。また、証券の空売りをしたり、ショートポジションを維持したりしない。ただし、先物取引および先渡契約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。管理会社は、いかなる場合もファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしない。

- (6) 管理会社は、ファンドのために、不動産を売買しないものとする。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくはその権利により担保されている有価証券または不動産もしくはその権利に投資している会社が発行している有価証券に投資することができる。
- (7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限においてかかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、適用法令およびトラストの約款で許容される範囲内で、トラストが、金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)を行うことを妨げるものではない。
- (8) 管理会社は、ファンドのために、いかなる者へも貸付けをしない。ただし、かかる制限において、債券、債務証書またはその他の会社の債務証券の取得および政府債券、短期コマーシャル・ペーパー、買戻し条件付契約、銀行預金証書、銀行引受手形および定期預金への投資は、貸付けとは見做されない。ただし、本項は、以下の記述に従い組入れ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。
- (9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしない。かかる借入れは、暫定的にのみ行うことができる。
- (10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しない。ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)によって発行または保証された有価証券には適用されない。また本制限は恒常的に流通する金融市場証書には適用されない。
- (11) 管理会社は、ファンドのために、他の発行体の有価証券を引受けることはできない。
- (12) 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または事務管理上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は、効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限る。
- 有価証券のオプションに関し、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、か
-) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、保有しない証券のコール・オプションを売却することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができる(ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければならない)。
- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを売却することができる。

(13)管理会社は、為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、ファンドのために、為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを売却し、プット・オプションを買付けることができる。

a) これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、ファンドのためにこれらの取引に習熟している格付の高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができる。

b) 一通貨に関する先渡取引の正味金額は、原則として当該通貨建の総資産の評価額を超えない。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができる。

(14)管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

a) ファンドは、組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入れ証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。

b) ファンドは、効率的な組入れ証券の運用を目的として、ファンドの資産の市場間の配分比率変更を円滑に行いまた市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書(制限(12)c)に従いファンドが保有すべき流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。

管理会社は、ファンドのために、上記(14)にいう取引を行う場合、これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約を対象として行う。

管理会社は、ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社の統制が及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつかかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、ファンドのために(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニーマニヤを含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをしたり、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

債務証券または債務証書の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができない。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

管理会社は、専門的な銀行、信用機関および格付の高いその他の金融機関に対して、またはクリアストリーム・バンキングもしくはユーロクリア等の公認の決済機関を通じてファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことができる。

証券の貸付期間は30日間を超えることはできない、かかる貸付は、現金またはOECD加盟国またはかかる加盟国の地方公共団体により発行または保証された証券により構成される担保により継続的に保証される。ただし、当該担保は、貸付契約締結時に、少なくとも貸し付けられた有価証券の総評価額と同額でなければならない、担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで保持されなければならない。

貸付けは、組入れ証券の市場価額総額の50%を超えないものとする。ただし、この制限は、管理会社がいつでも貸付契約を解約し、貸し付けた証券の返還を受ける権利を有する場合は、適用されない、当該貸付取引に関する費用のすべてはファンドが負担する。

管理会社は、ファンドのため、買主または売主として、この種の取引に精通した高格付の金融機関と買戻し条件付契約(現先契約)を締結できる。買戻し条件付契約(現先契約)の期間中、()相手方が証券の買戻しを実行するより前に、または()買戻し期間が終了するより前に当該契約の対象となる証券を売却することはできない。管理会社は、ファンドに関して、受益者の請求により、受益証券の買戻しを行うことができる水準で、買戻し条件付契約の対象となる購入済証券を維持するよう確保しなくてはならない。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができる。

平成23年7月1日以降

トラスト約款に従い、ファンドの資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

- (1) 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、かかる有価証券に投資しない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

- (2) 管理会社は、ファンドのために、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%を超え、また管理会社が運用する他のファンドとあわせて15%を超えて保有することとなる場合、かかる有価証券に投資することができない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

- (3) 管理会社は、ファンドのために、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、かかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資される場合、ファンドの投資資産について、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資顧問報酬を課されないものとする。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。

- (4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他のファンドのため、支配または管理を目的として投資しない。
- (5) 管理会社は証券を信用で購入しない(ただし、ファンドは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けられることができる。)、また、証券の空売りをしたり、ショートポジションを維持したりしない。ただし、先物取引および先渡契約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。管理会社は、いかなる場合もファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしない。
- (6) 管理会社は、ファンドのために、不動産を売買しないものとする。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくはその権利により担保されている有価証券または不動産もしくはその権利に投資している会社が発行している有価証券に投資することができる。
- (7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限においてかかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、適用法令およびトラストの約款で許容される範囲内で、トラストが、金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)を行うことを妨げるものではない。
- (8) 管理会社は、ファンドのために、いかなる者へも貸付けをしない。ただし、かかる制限において、債券、債務証書またはその他の会社の債務証券の取得および政府債券、短期コマーシャル・ペーパー、買戻し条件付契約、銀行預金証書、銀行引受手形および定期預金への投資は、貸付けとは見做されない。ただし、本項は、以下の記述に従い組入れ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。
- (9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしない。かかる借入れは、暫定的にのみ行うことができる。
- (10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しない。ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)によって発行または保証された有価証券には適用されない。また本制限は恒常的に流通する金融市場証書には適用されない。
- (11) 管理会社は、ファンドのために、他の発行体の有価証券を引受けることはできない。
- (12) 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または事務管理上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は、効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限る。
- 有価証券のオプションに関し、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 -) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。

- b) 管理会社は、ファンドのために、保有しない証券のコール・オプションを売却することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができる(ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければならない)。
- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを売却することができる。
- (13)管理会社は、為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、ファンドのために、為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを売却し、プット・オプションを買付けることができる。
- a) これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、ファンドのためにこれらの取引に習熟している格付の高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができる。
- b) 一通貨に関する先渡取引の正味金額は、原則として当該通貨建の総資産の評価額を超えない。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができる。
- (14)管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
- a) ファンドは、組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入れ証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。
- b) ファンドは、効率的な組入れ証券の運用を目的として、ファンドの資産の市場間の配分比率変更を円滑に行いまた市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書(制限(12)c)に従いファンドが保有すべき流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。
- 管理会社は、ファンドのために、上記(14)にいう取引を行う場合、これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約を対象として行う。
- 管理会社は、ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。
- 管理会社の統制が及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつかかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、ファンドのために(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをしたり、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

債務証券または債務証券の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができない。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

ルクセンブルグの適用法令(ルクセンブルグ投信法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、または金融監督委員会の施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券および短期金融商品に関する技法および手段に適用される金融監督委員会通達08/356の規定(各々改正済))により許容される最大限の範囲およびこれらにより定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引ならびに買戻権付売買取引、買戻し条件付契約(現先契約)および逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引を行うことができる。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記の金融監督委員会通達セクションI.C.aに記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつAAA格相当の格付を付与されているマネー・マーケット・ファンドが発行する投資証券または受益証券、(b)短期銀行預金、(c)2008年2月8日付のルクセンブルグにおける規制により定義される短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本もしくは米国またはこれらの地方自治体、またはEU規模、地域規模もしくは世界規模の国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)逆買戻し条件付契約(逆現先契約)取引に対し、当該ファンドの投資目的に合致する方法で再投資することができる。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができる。

訂正後

トラスト約款に従い、ファンドの資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

- (1) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、ファンドのために、かかる有価証券に投資しない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

- (2) 管理会社は、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%を超え、また管理会社が運用する他のファンドとあわせて15%を超えて保有することとなる場合、ファンドのために、かかる有価証券に投資できない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

- (3) 管理会社は、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、ファンドのために、かかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資される場合、ファンドの投資資産について、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資顧問報酬を課されないものとする。また、管理会社は、ファンドのために、ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。
- (4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他のファンドのため、支配または経営を目的として投資しない。
- (5) 管理会社は証券を信用で購入しない(ただし、ファンドは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。)。また、証券の空売りをしたり、ショートポジションを維持したりしない。ただし、先物取引および先渡契約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。管理会社は、いかなる場合もファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしない。
- (6) 管理会社は、ファンドのために、不動産を売買しないものとする。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくはその権利により担保されている有価証券または不動産もしくはその権利に投資している会社が発行している有価証券に投資することができる。
- (7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限においてかかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、適用法令およびトラストの約款で許容される範囲内で、トラストが、金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)を行うことを妨げるものではない。
- (8) 管理会社は、ファンドのために、いかなる者へも貸付けをしない。ただし、かかる制限において、債券、債務証書またはその他の会社の債務証券の取得および政府債券、短期コマーシャル・ペーパー、買戻し条件付契約、銀行預金証書、銀行引受手形および定期預金への投資は、貸付けとは見做されない。ただし、本項は、以下の記述に従い組入れ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。
- (9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしない。かかる借入れは、暫定的にのみ行うことができる。
- (10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しない。ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)によって発行または保証された有価証券には適用されない。また本制限は恒常的に流通する金融市場証書には適用されない。

- (11)管理会社は、ファンドのために、他の発行体の有価証券を引受けることはできない。
- (12)管理会社は、法律、規則または事務管理上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は、効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限る。
- 有価証券のオプションに関し、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 -) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、保有しない証券のコール・オプションを売却することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができる(ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければならない。)
- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを売却することができる。
- (13)管理会社は、一定の条件下で為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、ファンドのために、為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを売却し、プット・オプションを買付けることができる。
- a) これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、ファンドのためにこれらの取引に習熟している格付の高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができる。
- b) 一通貨に関する先渡取引の正味金額は、原則として当該通貨建の総資産の評価額を超えない。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができる。
- (14)管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
- a) ファンドは、組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入れ証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。
- b) ファンドは、効率的な組入れ証券の運用を目的として、ファンドの資産の市場間の配分比率変更を円滑に行いまた市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書(制限(12)c)に従いファンドが保有すべき流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。
- 管理会社は、ファンドのために、上記(14)にいう取引を行う場合、これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約を対象として行う。

管理会社は、ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社の統制が及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつかかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、トラスト約款で定められた規則の範囲内で行われる(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間の取引を除き、ファンドのために有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをしたり、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

債務証券または債務証書の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができない。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

ルクセンブルグの適用法令(ルクセンブルグ投信法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、または金融監督委員会の施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券および短期金融商品に関する技法および手段に適用される金融監督委員会通達08/356の規定(各々改正済))により許容される最大限の範囲およびこれらにより定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引ならびに買戻権付売買取引、買戻し条件付契約(現先契約)および逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引を行うことができる。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記の金融監督委員会通達セクションI.C.aに記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつAAA格相当の格付を付与されているマネー・マーケット・ファンドが発行する投資証券または受益証券、(b)短期銀行預金、(c)2008年2月8日付のルクセンブルグにおける規制により定義される短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本もしくは米国またはこれらの地方自治体、またはEU規模、地域規模もしくは世界規模の国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)逆買戻し条件付契約(逆現先契約)取引に対し、当該ファンドの投資目的に合致する方法で再投資することができる。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができる。

3 投資リスク

(1) リスク要因

訂正前

平成23年6月30日まで

トラストは、債券や短期金融商品など値動きのある証券に投資する。これらの投資対象証券には、主として以下のような性質があり、ファンド証券の1口当たり純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となることがある。従って、トラストは投資元本が保証されているものではない。また、トラストは預金保険または保険契約者保護機構の対象ではなく、投資した資産の減少を含むリスクは受益者が負う。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいう。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、発行体の格付の変更に伴い、価格が下落するリスクもある。

為替リスク

トラストの、米ドル・ポートフォリオは米ドルを、ユーロ・ポートフォリオはユーロを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオは加ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはNZドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割込むことがある。

上記投資リスクの防御のため、以下の投資方針を採用している。

()USドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

()ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の形で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

平成23年7月1日以降

過去の運用データは、必ずしも将来の実績の信頼できる目安とはならない。トラストは、月次の絶対ボラティリティが低水準の実勢金利水準に関連して、比較的安定的なリターンを生じさせてきている。投資対象について、償還までの残存期間およびクレジット・クオリティに制約があるため、通常的环境下でのボラティリティは低く留まり、トラストは、低リスクな投資信託であることが期待されている。しかし、トラストには全くリスクがないとはいえない。

トラストは金融市場商品に投資するため、ある程度の信用リスクを伴う。投資対象の償還までの残存期間が短いことにより、リスクは限定的であるといえる。トラストが投資する金融市場商品の性質により、通常的环境下での流動性は高くなる。トラストには、いかなる形式による元本確保または保証も付与されていない。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいう。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、発行体の格付の変更に伴い、価格が下落するリスクもある。

為替リスク

トラストの、米ドル・ポートフォリオは米ドルを、ユーロ・ポートフォリオはユーロを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオはカナダ・ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはニュージーランド・ドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割込むことがある。

証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引に関連する特定のリスク

上記の技法や手段の利用には一定のリスクが伴い、かかるリスクの一部は以下に記載するとおりであるが、その利用により達成しようとする目的が達成されるとの保証はない。

管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、(A)買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、当該証券の取引市場の流動性の欠如等により、当初の支払額を下回ることになるリスク、(B) () 過剰な規模または期間の取引における資金の焦付き、() 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

管理会社がファンドのために売主として行為する買戻し条件付契約(現先契約)の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の買主である取引相手方が破綻した場合、(A)取引相手方に売り付けた証券の価格が、当該証券の市場価格の値上がり、その発行体の信用格付の向上等により、当初の受取額を上回ることになるリスク、(B) () 過剰な規模もしくは期間の取引における投資の焦付き、() 売り付けた証券の満期時における回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

証券貸付取引に関しては、投資者は、(A)管理会社がファンドのために貸し付ける証券の借主が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、当該担保の不適正な価格付け、当該担保の価格の不利な市場動向、当該担保の発行体の信用格付の悪化、または当該担保の取引市場の流動性の欠如等により、貸し付けた証券の価格を下回る価格で換金されることになり、(B)現金担保の再投資の場合、かかる再投資が、() 相当のリスクを伴うレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すことがあるリスク、() ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあるリスク、または() 回収額が担保金額を下回るリスク、また(C)貸し付けた証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

訂正後

過去の運用データは、必ずしも将来の実績の信頼できる目安とはならない。トラストは、月次の絶対ボラティリティが低水準の実勢金利水準に関連して、比較的安定的なリターンを生じさせてきている。投資対象について、償還までの残存期間およびクレジット・クオリティに制約があるため、通常的环境下でのボラティリティは低く留まり、トラストは、低リスクな投資信託であることが期待されている。しかし、トラストには全くリスクがないとはいえない。

トラストは金融市場商品に投資するため、ある程度の信用リスクを伴う。投資対象の償還までの残存期間が短いことにより、リスクは限定的であるといえる。トラストが投資する金融市場商品の性質により、通常的环境下での流動性は高くなる。トラストには、いかなる形式による元本確保または保証も付与されていない。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいう。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、発行体の格付の変更に伴い、価格が下落するリスクもある。

為替リスク

トラストの、米ドル・ポートフォリオは米ドルを、ユーロ・ポートフォリオはユーロを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオはカナダ・ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはニュージーランド・ドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割込むことがある。

証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引に関連する特定のリスク

上記の技法や手段の利用には一定のリスクが伴い、かかるリスクの一部は以下に記載するとおりであるが、その利用により達成しようとする目的が達成されるとの保証はない。

管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、当該証券の取引市場の流動性の欠如等により、当初の支払額を下回ることになるリスク、(B) () 過剰な規模または期間の取引における資金の焦付き、() 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

管理会社がファンドのために売主として行為する買戻し条件付契約（現先契約）の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の買主である取引相手方が破綻した場合、(A) 取引相手方に売り付けた証券の価格が、当該証券の市場価格の値上がり、その発行体の信用格付の向上等により、当初の受取額を上回ることになるリスク、(B) () 過剰な規模もしくは期間の取引における投資の焦付き、() 売り付けた証券の満期時における回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

証券貸付取引に関しては、投資者は、(A) 管理会社がファンドのために貸し付ける証券の借主が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、当該担保の不適正な価格付け、当該担保の価格の不利な市場動向、当該担保の発行体の信用格付の悪化、または当該担保の取引市場の流動性の欠如等により、貸し付けた証券の価格を下回る価格で換金されることになることがあるリスク、(B) 現金担保の再投資の場合、かかる再投資が、() 相当のリスクを伴うレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すことがあるリスク、() ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあるリスク、または() 回収額が担保金額を下回るリスク、また(C) 貸し付けた証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

4 手数料等および税金

(3) 管理報酬等

訂正前

(前略)

保管報酬

(中略)

また、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラスの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラスが負担する。

(後略)

訂正後

(前略)

保管報酬

(中略)

また、保管受託銀行が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラスの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラスが負担する。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

訂正前

平成23年4月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（中略）

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

訂正後

平成23年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。)、なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(中略)

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

5 運用状況

(2) 投資資産

以下の情報に更新されます。

投資有価証券の主要銘柄

()USドル・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	米ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 25AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月25日	80,000,000	79,957,090	79,987,408	3.51
2.	NORDEA BANK AB CP 17AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月17日	75,000,000	74,967,431	74,993,273	3.29
3.	ANZ BANKING GP CP 31AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月31日	75,000,000	74,967,431	74,988,315	3.29
4.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 27SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月27日	75,000,000	74,962,397	74,975,305	3.29
5.	KA FINANZ AG CP 13OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月13日	75,000,000	74,959,772	74,966,768	3.29
6.	FMS WERTMANAGEMENT CP 09AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月9日	65,000,000	64,961,817	64,995,437	2.85
7.	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 07SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月7日	65,000,000	64,968,454	64,986,285	2.85
8.	AKADEMISKA HUS AB CP 21OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月21日	65,000,000	64,961,817	64,965,134	2.85
9.	REPUBLIC OF AUSTRIA CP 22AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月22日	56,000,000	55,994,945	55,995,142	2.45
10.	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 19AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月19日	50,300,000	50,285,420	50,295,599	2.20
11.	SVENSKA HANDLB 0.195 18AUG11 YCD	預金証書	0.195	2011年8月18日	50,000,000	50,000,624	50,000,140	2.19
12.	TREASURY CORP VICTORIA CP 16AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月16日	50,000,000	49,977,011	49,995,500	2.19
13.	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 16AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月16日	50,000,000	49,974,458	49,995,005	2.19
14.	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 12SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月12日	50,000,000	49,979,146	49,989,690	2.19
15.	SOUTH AUSTRALIAN GOV FIN CP 15SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月15日	50,000,000	49,978,926	49,989,005	2.19
16.	AKADEMISKA HUS AB CP 25OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月25日	50,000,000	49,971,267	49,972,515	2.19
17.	BANK OF TOKYO MITSU ECD 21OCT11	預金証書	-	2011年10月21日	50,000,000	49,962,972	49,966,190	2.19
18.	BNZ INTL FUNDING CP 18OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月18日	46,000,000	45,974,152	45,977,244	2.02
19.	FMS WERTMANAGEMENT CP 08AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月8日	40,000,000	39,975,992	39,997,444	1.75
20.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 01SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月1日	40,000,000	39,978,545	39,992,072	1.75
21.	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 18OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月18日	33,000,000	32,983,984	32,985,899	1.45
22.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 31AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月31日	32,000,000	31,984,473	31,994,282	1.40
23.	BNZ INTL FUNDING CP 20OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月20日	32,000,000	31,981,611	31,983,408	1.40
24.	FMS WERTMANAGEMENT CP 23AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月23日	30,000,000	29,983,143	29,995,419	1.32
25.	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 23AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月23日	30,000,000	29,982,377	29,995,212	1.31
26.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 02SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月2日	30,000,000	29,984,675	29,994,171	1.31
27.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 15SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月15日	30,000,000	29,987,738	29,993,604	1.31
28.	SVENSKA HANDELSBANK CP 24AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月24日	25,000,000	24,990,375	24,996,750	1.10
29.	FMS WERTMANAGEMENT CP 01SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月1日	25,000,000	24,986,591	24,995,045	1.10
30.	WESTERN AUSTRALIA TREAS CP 28SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月28日	25,000,000	24,988,824	24,992,590	1.10

()ユーロ・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	ユーロ		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	ANZ NATIONAL BANK LTD CP 09AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月9日	20,000,000	19,935,299	19,992,264	6.36
2.	SVENSKA HANDELSBANKEN CP 09AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月9日	20,000,000	19,933,776	19,992,082	6.36
3.	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 18AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月18日	20,000,000	19,941,394	19,987,260	6.35
4.	FMS WERTMANAGEMENT CP 08SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月8日	20,000,000	19,939,870	19,973,204	6.35
5.	GE CAP EUROPEAN FUNDING CP 25OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月25日	20,000,000	19,929,207	19,932,284	6.34
6.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 09AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月9日	15,000,000	14,952,236	14,994,290	4.77
7.	KA FINANZ AG CP 17AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月17日	15,000,000	14,981,041	14,989,406	4.76
8.	NORDEA BANK AB CP 24AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月24日	15,000,000	14,952,998	14,986,718	4.76
9.	SOCIETE GENERALE CP 08AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月8日	13,000,000	12,954,673	12,995,178	4.13
10.	DNB NOR BANK ASA CP 28OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月28日	12,000,000	11,961,332	11,961,749	3.80
11.	NORDEA BANK AB CP 11AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月11日	10,000,000	9,967,142	9,995,357	3.18
12.	BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 17AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月17日	10,000,000	9,966,634	9,993,109	3.18
13.	GE CAP EUROPEAN FUNDING CP 31AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月31日	10,000,000	9,968,665	9,988,760	3.18
14.	SOCIETE GENERALE CP 02SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月2日	10,000,000	9,967,142	9,987,500	3.17
15.	KA FINANZ AG CP 28SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月28日	10,000,000	9,967,903	9,978,719	3.17
16.	FMS WERTMANAGEMENT CP 03OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月3日	10,000,000	9,966,430	9,976,429	3.17
17.	HSBC FRANCE CD 25OCT11	預金証書	-	2011年10月25日	10,000,000	9,965,746	9,967,235	3.17
18.	HSBC FRANCE CD 26OCT11	預金証書	-	2011年10月26日	10,000,000	9,964,604	9,965,758	3.17
19.	NORDEA BANK AB CP 15SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月15日	5,000,000	4,988,948	4,990,854	1.59

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	豪ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 09AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月9日	100,000,000	98,800,670	99,856,600	5.32
2.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 23AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月23日	100,000,000	98,773,236	99,666,640	5.31
3.	NESTLE AUSTRALIA CP 20OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月20日	100,000,000	98,803,164	98,920,250	5.27
4.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 19SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月19日	75,000,000	74,025,820	74,461,095	3.97
5.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 06OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月6日	75,000,000	74,100,502	74,325,375	3.96
6.	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 07SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月7日	68,000,000	67,164,105	67,636,567	3.61
7.	KFW 7.5 26AUG11 MTN	中期債券	7.5	2011年8月26日	62,852,000	63,274,041	62,972,188	3.36
8.	MIZUHO CORP BANK CD 27OCT11	預金証書	-	2011年10月27日	60,000,000	59,257,959	59,274,090	3.16
9.	FMS WERTMANAGEMENT CP 08AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月8日	50,000,000	49,381,090	49,934,160	2.66
10.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 24AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月24日	50,000,000	49,390,982	49,827,885	2.66
11.	SUMITOMO MITSUI BANK CD 31AUG11	預金証書	-	2011年8月31日	50,000,000	49,369,172	49,773,725	2.65
12.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 02SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月2日	50,000,000	49,391,605	49,768,545	2.65
13.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 08SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月8日	50,000,000	49,389,112	49,727,755	2.65
14.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 16SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月16日	50,000,000	49,372,909	49,666,005	2.65
15.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 28SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月28日	46,000,000	45,629,866	45,635,836	2.43
16.	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 31OCT11	預金証書	-	2011年10月31日	45,000,000	44,429,232	44,429,234	2.37
17.	SUMITOMO MITSUI BANK CD 24AUG11	預金証書	-	2011年8月24日	43,000,000	42,456,416	42,846,378	2.28
18.	FMS WERTMANAGEMENT CP 09AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月9日	40,000,000	39,515,279	39,942,044	2.13
19.	FMS WERTMANAGEMENT CP 22AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月22日	40,000,000	39,494,687	39,870,984	2.13
20.	NESTLE AUSTRALIA CP 26AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月26日	40,000,000	39,506,303	39,849,744	2.12
21.	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 15SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月15日	40,000,000	39,518,771	39,748,924	2.12
22.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 15SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月15日	40,000,000	39,518,272	39,748,664	2.12
23.	ANZ BANKING GP CP 07OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月7日	40,000,000	39,511,289	39,628,156	2.11
24.	ASIAN DEV BANK 6 18AUG11 GMTN	中期債券	6.00	2011年8月18日	35,000,000	35,077,000	35,021,095	1.87
25.	FMS WERTMANAGEMENT CP 19AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月19日	35,000,000	34,566,270	34,900,996	1.86
26.	MIZUHO CORP BANK CD 05SEP11	預金証書	-	2011年9月5日	23,000,000	22,707,104	22,881,596	1.22
27.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 23AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月23日	20,000,000	19,754,897	19,933,396	1.06
28.	UBS AG LONDON CP 18AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月18日	14,000,000	13,825,636	13,962,095	0.74
29.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 06OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月6日	10,000,000	9,878,695	9,909,021	0.53
30.	UBS AG LONDON CP 07SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月7日	7,000,000	6,912,382	6,961,905	0.37

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	加ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	CANADA T-BILL 0.00 04AUG11 SER364	債券	0	2011年8月4日	8,000,000	7,989,510	7,998,807	17.76
2.	CANADA T-BILL 0.00 29SEP11 SER364	債券	0	2011年9月29日	8,000,000	7,986,080	7,987,671	17.74
3.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 09SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月9日	5,000,000	4,987,255	4,994,181	11.09
4.	CANADA T-BILL 0.00 15SEP11	債券	0	2011年9月15日	5,000,000	4,991,200	4,993,966	11.09
5.	UBS AG LONDON CP 07SEP11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年9月7日	3,000,000	2,992,124	2,996,576	6.65

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2011年7月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	NZドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 05OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月5日	75,000,000	74,493,608	74,625,713	7.92
2.	EIB 7 18JAN12 EMTN	中期債券	7	2012年1月18日	55,304,000	56,591,538	56,296,878	5.98
3.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 09AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月9日	52,000,000	51,650,869	51,958,254	5.52
4.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 06OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月6日	50,000,000	49,669,971	49,752,480	5.28
5.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 14OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月14日	50,000,000	49,668,079	49,722,195	5.28
6.	NEW SOUTH WALES TR CORP CP 17OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月17日	50,000,000	49,666,065	49,715,800	5.28
7.	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 19OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月19日	50,000,000	49,669,971	49,705,845	5.28
8.	UBS AG LONDON CP 25OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月25日	40,000,000	39,719,339	39,731,540	4.22
9.	BANK NEDERL GEM 6.75 21SEP11 EMTN	中期債券	6.75	2011年9月21日	36,955,000	37,316,049	37,162,227	3.95
10.	KFW 6.5 15NOV11	中期債券	6.5	2011年11月15日	36,416,000	37,107,904	36,706,064	3.90
11.	UBS AG LONDON CP 18AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月18日	30,000,000	29,797,444	29,955,966	3.18
12.	TASMANIAN PUBLIC FIN CP 20OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月20日	30,000,000	29,801,604	29,821,011	3.17
13.	DNB NOR BANK ASA CP 28OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月28日	26,000,000	25,819,994	25,821,952	2.74
14.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 11OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月11日	25,000,000	24,828,990	24,866,793	2.64
15.	COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	中期債券	変動 利率	2011年12月4日	20,000,000	20,000,000	20,000,000	2.12
16.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 04OCT11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年10月4日	20,000,000	19,855,135	19,894,500	2.11
17.	UBS AG LONDON CP 09AUG11	コマーシャル・ ペーパー	-	2011年8月9日	18,000,000	17,877,559	17,985,361	1.91
18.	BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	中期債券	変動 利率	2012年3月8日	15,000,000	15,000,000	15,000,000	1.59
19.	INTER AMERICAN DEV BK 6.25 25AUG11	中期債券	6.25	2011年8月25日	4,219,000	4,261,190	4,229,953	0.45

投資不動産物件

該当事項なし(2011年7月末日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2011年7月末日現在)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(a) 海外における申込手続等

訂正前

平成23年6月30日まで

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（3）譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、ユーロ・ポートフォリオの純資産価格はユーロで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格は加ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はNZドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。

ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

平成23年7月1日以降

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要 (3) 譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。管理会社は、その裁量により、より小さい単位による買付けを受領することができる。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、ユーロ・ポートフォリオの純資産価格はユーロで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格は加ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はNZドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。

ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

管理会社は、マーケット・タイミングおよびレイト・トレーディング(金融監督委員会通達04/146に定義される。)に関連する取引を許容せず、かかる取引を行っている場合と管理会社が疑う投資者からの請求を拒絶する権利を、また、適切な場合、トラストの他の投資者を保護するための必要な措置を講ずる権利を留保する。受益証券の申込み、買戻しおよび転換は、純資産価格判明前に取扱われる。

マネー・ローンダリングの防止

適用あるルクセンブルグの法律および規則ならびに欧州連合の通達および規則（一般に「法」という。）、ならびにルクセンブルグ金融監督委員会により発行された通達（以下「金融監督委員会通達」という。）により、マネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、専門義務が拡大された。その結果、金融セクターの専門家（1993年4月5日のルクセンブルグ法（改訂済）に規定される。）は、法ならびに金融監督委員会通達に従い投資者を特定し、その身元を確認する義務を負う。ファンドの投資者および受益証券の譲受人は、身元証明を求められ、また既存の受益者も、身元証明を求められることがある。管理会社の決定に従い投資者および受益証券の譲受人により十分な身元確認が提供されるまで、管理会社は、受益証券の発行または登録および譲渡の承認を留保する権利を有する。同様に、受益証券は、これらの要件が完全に遵守されないかぎり買い戻されない。かかる場合、管理会社は、費用または補償につき責任を負わない。

管理会社の責任は、顧客の身元確認手続を適用することならびにマネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与の防止のための手続が法および金融監督委員会通達に従い完全に遵守されているか確認することである。顧客の身元確認手続においては、信頼できる独立の情報源から入手された書類、データまたは情報に基づき投資者を特定し、その身元確認をする。また、顧客の身元確認手続においては、適用がある場合には、受益者を特定し、合理的な身元確認手続をとる（法人、信託およびこれらに類似する法的組織に関しては、投資者の所有および支配の構造を理解するために合理的な手続をとること、取引関係の目的および狙いに関する情報を得ることならびに取引関係の継続的な監視を行うことを含む。）。投資者の特定および身元確認に関するルールは、個人および法人の両方に適用される。個人の場合、管轄当局（例えば、大使館、領事館、公証人、警官もしくはその他の管轄当局または規制された金融機関）が適式に認証した個人のパスポートまたは身分証明書の写しの提出を要求されることがある。法人の場合、設立（および商号変更）証明書または基本定款および付属定款（またはこれに相当する書類）の認証謄本（全ての受益者の名称、職業、誕生日ならびに居住地および事業所の所在地等を証明する法人の権限ある代表者の身元証明書を含む。）の提出を要求されることがある。

法および金融監督委員会通達の下での継続中の顧客身元確認手続に従い、受益者は随時、追加または更新された身元証明書の提供を要求されることがある。

訂正後

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（3）譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。管理会社は、その裁量により、より小さい単位による買付けを受領することができる。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領された営業日（ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。）の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、ユーロ・ポートフォリオの純資産価格はユーロで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格は加ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はNZドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。

ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

配分方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

管理会社は、マーケット・タイミングおよびレイト・トレーディング(金融監督委員会通達04/146に定義される。)に関連する取引を許容せず、かかる取引を行っているとして管理会社が疑う投資者からの請求を拒絶する権利を、また、適切な場合、トラストの他の投資者を保護するための必要な措置を講ずる権利を留保する。受益証券の申込み、買戻しおよび転換は、純資産価格判明前に取扱われる。

マネー・ローンダリングの防止

適用あるルクセンブルグの法律および規則ならびに欧州連合の通達および規則（一般に「法」という。）、ならびにルクセンブルグ金融監督委員会により発行された通達（以下「金融監督委員会通達」という。）により、マネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、専門義務が拡大された。その結果、金融セクターの専門家（1993年4月5日のルクセンブルグ法（改訂済）に規定される。）は、法ならびに金融監督委員会通達に従い投資者を特定し、その身元を確認する義務を負う。ファンドの投資者および受益証券の譲受人は、身元証明を求められ、また既存の受益者も、身元証明を求められることがある。管理会社の決定に従い投資者および受益証券の譲受人により十分な身元確認が提供されるまで、管理会社は、受益証券の発行または登録および譲渡の承認を留保する権利を有する。同様に、受益証券は、これらの要件が完全に遵守されないかぎり買い戻されない。かかる場合、管理会社は、費用または補償につき責任を負わない。

管理会社の責任は、顧客の身元確認手続を適用することならびにマネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与の防止のための手続が法および金融監督委員会通達に従い完全に遵守されているか確認することである。顧客の身元確認手続においては、信頼できる独立の情報源から入手された書類、データまたは情報に基づき投資者を特定し、その身元確認をする。また、顧客の身元確認手続においては、適用がある場合には、受益者を特定し、合理的な身元確認手続をとる（法人、信託およびこれらに類似する法的組織に関しては、投資者の所有および支配の構造を理解するために合理的な手続をとること、取引関係の目的および狙いに関する情報を得ることならびに取引関係の継続的な監視を行うことを含む。）。投資者の特定および身元確認に関するルールは、個人および法人の両方に適用される。個人の場合、管轄当局（例えば、大使館、領事館、公証人、警官もしくはその他の管轄当局または規制された金融機関）が適式に認証した個人のパスポートまたは身分証明書の写しの提出を要求されることがある。法人の場合、設立（および商号変更）証明書または基本定款および付属定款（またはこれに相当する書類）の認証謄本（全ての受益者の名称、職業、誕生日ならびに居住地および事業所の所在地等を証明する法人の権限ある代表者の身元証明書を含む。）の提出を要求されることがある。

法および金融監督委員会通達の下での継続中の顧客身元確認手続に従い、受益者は随時、追加または更新された身元証明書の提供を要求されることがある。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

訂正前

平成23年6月30日まで

管理会社は、ファンドのために(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

平成23年7月1日以降

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、トラストまたは各ファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたは各ファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行為する義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

訂正後

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、トラストまたは各ファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたは各ファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行為する義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

第5 その他

訂正前

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがある。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがある。

次の事項を記載することがある。

- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ファンド証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様にご帰属いたします。」との趣旨を示す記載
- ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがある。

ファンドの形態等を記載することがある。

図案を採用することがある。

(2) その他の留意点として、次の事項を記載することがある。

「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

訂正後

(1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資顧問会社、販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。

(2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。

- ・ 購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨

(3) 交付目論見書に、投資リスクとして次の事項を記載することがある。

- ・ ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨

(4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。

(5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドは、主に外貨建の公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資する。組入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価格も変動する。また、ファンドの受益証券は、純資産価格が外貨建で算出されるため、円貨で受取る際には為替相場の影響も受ける。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

ファンドの純資産価格の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」、「証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引に関連する特定のリスク」などがある。」

[前へ](#)

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位
ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9A

公認の監査人報告書

2009年3月31日付の株主総会による任命を受けて、我々は、2010年3月31日現在の貸借対照表、2009年1月1日から2010年3月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2010年3月31日現在の財政状態および2009年1月1日から2010年3月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2010年5月31日

ケーピーエムジー・オーディット・サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

[次へ](#)

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.
9A, Rue Robert Stumper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated March 31, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2010 and the profit and loss account for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2010, and of the results of its operations for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 31, 2010

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（旧トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ）

株主各位

ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

公認の監査人報告書

2010年5月31日付の株主総会による任命を受けて、我々は、2011年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2011年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2011年5月24日

ケーピーエムジー・オーディット サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
(formerly known as Total Alpha Investment Fund Management S.A.)
9A, rue Robert Stümper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 31, 2010, we have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 24, 2011

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。